

むつ市広告掲載実施基準

平成19年3月30日制定

平成26年2月17日改正

(趣旨)

第1条 この基準は、むつ市広告掲載実施要綱（平成19年むつ市告示第40号。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、広告掲載の適否に関する基準について、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗及び市民福祉の理念に沿うものであって、市民に不利益を与えないものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を作成することができる。

(規制業種又は事業者)

第4条 次に掲げる業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）により、風俗営業と規定される業種
- (2) 前項の風俗営業に類すると認められる業種
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業と規定される業種
- (4) 商品先物取引に関する業種
- (5) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生又は更生手続中の事業者
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしていると認められる業種や事業者
- (8) その他市有財産等に広告を掲載する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

(掲載内容の基準)

第5条 広告の内容が、次の各号のいずれかに該当するものは、広告媒体に掲載しない。

(1) 要綱第3条第1項に掲げる趣旨にかんがみて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 法令及び本市の条例、規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの

ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

エ 選挙、政党・政治団体等又は政治活動に関連するもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告

キ 国内世論が大きく分かれているもの

ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告

ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがある
と認められるもの

コ 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの

サ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

シ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの

ス 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現、根拠のない表示及び誤解を招くような表現

イ 射幸心を著しくあおる表現

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等に関するもの

カ 責任の所在が明確でないもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例又は広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都

度適否を判断するものとする。

イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの

ウ 残酷な描写その他善良な風俗に反するような表現のもの

エ ギャンブルを肯定するもの

オ 青少年の健康、精神及び教育に有害と認めるもの

(広告内容の変更等)

第6条 広告の掲載中において、当該広告の内容又は当該広告に係る業種若しくは事業者が要綱第3条第1項各号に該当することとなった場合は、当該広告の内容等の変更を求め、又は当該広告掲載を中止するものとする。